

令和2年第1回大多喜町議会定例会

11月会議会議録

令和2年 11月30日 開会

令和2年 11月30日 散会

大多喜町議会

令和二年 第一回定例会〔十一月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十一月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十一月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔十一月会議〕

大多喜町議会議録

令和2年第1回大多喜町議会定例会11月会議会議録目次

第1号（11月30日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	7
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
散会の宣告	26
署名議員	27

第1回大多喜町議会定例会11月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会11月会議会議録

令和2年11月30日(月)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
総務課長	古茶義明君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君
教育課長	小高一哉君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻生克美 書記 鈴木孝一

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第78号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 79 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 80 号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 81 号 令和 2 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 6 議案第 82 号 令和 2 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 83 号 令和 2 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 84 号 令和 2 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 85 号 令和 2 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年第1回議会定例会11月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日11月30日は休会の日ですが、議事の都合により令和2年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより11月会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和2年第1回議会定例会11月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会11月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

さて、本日の会議事件でございますが、常勤の特別職及び一般職の職員の給与改定に関する条例の一部を改正する議案、GIGAスクール構想関連事業により小中学校の児童生徒全員にタブレット端末を整備するための財産の取得に関する議案、そして一般会計と2つの特別会計の補正予算、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算の議案をそれぞれ提出させていただいております。各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会10月会議以降の議

会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち10月29日、第2回国保国吉病院組合議会定例会及び11月26日、第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催されました。この件につきましては3番渡辺善男君から報告願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 議長から指名をいただきましたので、私のほうから国保国吉病院組合議会の報告をさせていただきます。

去る29日午後2時より、いすみ医療センター会議室において令和2年第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案4件、報告1件が付議されました。議案4件の内容は、議案第1号は専決処分の承認を求めることについてで、職員の特殊勤務手当に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定。議案第2号も専決処分の承認を求めることについてで、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定。議案第3号で令和2年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第4号で令和元年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定についての審議でした。議案第2号で質疑がありましたが、ほかの3議案は質疑もなく、4議案とも討論を省略して全員賛成で原案どおり可決されました。報告第1号では令和元年度国保国吉病院組合病院事業資金不足比率の報告がありましたが、全員これを了承しました。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。

主な内容は、看護師の確保努力により77名の体制となったため、昨年7月より一般病床80床で運営できていると。9月より一般病床のうち22床を地域包括ケア病床に転換、病床稼働率が上昇し、入院収益増となっていたが、コロナ禍により現在は厳しい状況となっている。PCR検査を立ち上げることができた。1,622人実施し、陽性率は1%、今後は夷隅保健所、医師会とも相談し、各病院でも対応できるようにしていきたい。医師は内科医8名、外科医2名、ほか1名の11名で運営しているが、整形外科医1名を欲しいと思っている。医師確保については、今後も東邦大学、千葉大学と連携を密に取っていく。いずれにしても、コロナ禍で診療体制の制限が余儀なくされ、稼働率が落ち込み病院経営が厳しいが、あらゆる方法を使い医療者を増やす努力をする。財政支援をお願いする時が来るかもしれないが、地域を代表する医療機関として機能充実に努めていきたいとのことでした。

次に、去る11月26日午後3時より、いすみ医療センター会議室において令和2年第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催され、本町からは志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。会期は1日で、議案1件が付議されました。

議案1件の内容は国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定でした。この議案は国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に従い、職員の給与等に関する条例を改正したもので、具体的には期末手当の支給率を民間の支給割合に見合うよう引き下げる内容でした。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。内容は、新型コロナウイルス感染症患者の急増を受け、11月27日から病床確保レベルが千葉県全域において上から2番目のフェーズ3となる。これを受け、当病院の新型コロナウイルス感染症患者用の病床を24としなければならず、一般病床が半分となってしまう、この運営がますます厳しくなってくると。PCR検査数は1,850件となった。入院者や株検査者は全員実施するようにしているということでした。そのほか詳細につきましては、お手元に資料配付となっておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、10月30日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会及び11月27日、第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。

この件につきましては、4番根本年生君から報告を願います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私のほうからは夷隅環境衛生組合議会の件について報告させていただきます。

令和2年10月30日に、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が実施されました。

議案の内容は、議案第1号 夷隅環境衛生組合個人情報保護条例の制定について、議案第2号 夷隅環境衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和2年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成31年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてが議案として提示されました。

この件については全て全員一致をもって可決または認定されたところでございます。

続きまして、令和2年11月27日に令和2年第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。この議案については、議案第1号として夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてが上げられ、これも全員一致をもって可決されたところでございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局のほうに全部の資料を置いてありますので、ご確認いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、11月17日に第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、11番山田久子君から報告願います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私からは令和2年11月17日に開催されました令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会の定例報告をさせていただきます。

初めに、連合議会の議長、副議長選挙が行われ、指名推薦により議長に銚子市の岩井文男議員が、副議長に御宿町の土井茂夫議員が就任をいたしました。議案は令和元年度の一般会計、特別会計、歳入歳出決算認定を含む6件が審議され、いずれも可決をいたしました。詳しい内容につきましては議会事務局にあります資料等をご覧いただきたいと思っております。

また、一般質問は2名の方が行いました。

ここで、令和元年度千葉県後期高齢者医療の概況から大多喜町に関するものを簡単にご報告させていただきます。年度末の被保険者数は1,977人で、町人口比の22.12%になっております。対前年度の伸び率ではマイナス1.01%で、県内市町村の中で一番伸び率が低い状況でございました。保険料の調定・収入状況は99.76%で県内トップの収納率となっております。1人当たりの保険料調定額は県平均7万4,934円のところ、大多喜町は4万7,277円で49位となっております。1人当たり医療費は県平均83万1,128円のところ、大多喜町は84万2,398円で、上位18番目となっております。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、本日、午前中に第2回夷隅郡市広域町村圏事務組合臨時会が開催されました。

この件につきまして、10番末吉昭男君から報告願います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 令和2年第2回夷隅郡市広域町村圏事務組合議会臨時会が本日10時から開かれまして、議長、副議長、私と3人で出席いたしましたので、報告させていただきます。

まず、議案18号では一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは令和2年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会に準じまして期末手当の支給月数を改正するものでありました。

また、議案19号では、歳入歳出の補正及び地方債の補正であり、主に議案第18号にて生じました措置を講ずるための期末手当の減額及び人事異動等による人件費の組替え、そして消防車両の入札による事業費確定による地方債及び消防費の減額であり、両議案とも全員一致で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、10月26日及び11月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本11月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野一男君

10番 末吉昭男君

を指名します。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第78号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案第78号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職職員の期末手当の支給割合の引下げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き下げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。この改正は町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ、12月支給分を100分の5引き下げようとするものでございます。

次の第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。この改正は、第1条において12月支給分を100分の5引き下げた支給割合を変えずに、来年4月1日以降に支給する期末手当6月支給分と12月支給分を均等にする改正でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。附則では、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定の施行日を令和3年4月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第79号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(古茶義明君) それでは、議案第79号の説明をさせていただきます。

議案つづりの3ページをお開きください。

本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和2年10月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の特別給、ボーナスの改定を勧告しました。その内容は、昨年8月から今年7月までの1年間における民間事業所のボーナスの支給月数が国家公務員の支給月数を下回ったことから、均衡を図るため期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるよう勧告しました。千葉県の人件委員会におきましても、10月14日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っております。本町におきましても、人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び同条第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。第1条の大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例第22条第2項の改正は、一般職の職員の期末手当の支給割合100分の130を100分の5引き下げ、100分の125とするものです。同条第4項の改正

は、第2項の率を引用しているため、同項の改正に伴い第4項中の「100分の130」を「100分の125」に改めるものでございます。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。第2条は第1条で改正した一般職の期末手当の年間支給割合100分の225を変えずに、令和3年4月1日以降に支給する期末手当の6月と12月の支給割合を2分の1ずつにするため、100分の125を100分の127.5に改めるものでございます。

第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。第3条は、第1条で改正しました一般職の給与条例第22条第2項の率を任用付職員の採用等に関する条例第8条2項で引用しているため、項中の100分の130を100分の125に改めるとともに、特定任期付職員の期末手当の率を、100分の170を100分の165に改めるものでございます。

第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。第4条の改正は、第2条の改正に伴い任期付職員の採用等に関する条例で運用している一般職の給与条例第22条第2項の率を改めるとともに、第3条で改正した特定任期付職員の期末手当の年間支給割合100分の335を変えずに、令和3年4月1日以降に支給する期末手当から6月と12月の支給割合を2分の1ずつにするため、100分の165を100分の167.5に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 職員のボーナスを引き下げということですがけれども、全体で幾ら引き下げられて、職員1人当たりと任期付職員1人当たりそれぞれどのぐらい平均で下げられるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） このあとの一般会計補正予算で出てきますが。

○1番（野中眞弓君） でも、1人平均は出てこないでしょう。

○総務課長（古茶義明君） 1人平均は約1万円です。給与月額100分の5ですから、15万円の職員は幾ら幾らとか、40万円の給料の方は100分の5ですから2万円。7,500円からです。初任給は15万幾らですので、7,500円から2万円程度になります。1人平均大体1万円程度になります。

よろしいでしょうか。

（「分かりました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から若干意見を言わせていただきます。

今回のこのボーナス引下げは、コロナ感染による大不況による経済不況で全般的に給料が減っているから公務員も下げようということなんですけれども、下げることによってますます経済のマイナスのスパイラルが大きくなり、経済はますます落ち込むことになると思うんです。今必要なのは、どうやって経済を立て直すか。それは公務員の給料や働く人、労働者の給料を減らすことではなくて、もう会社は400兆円を超える内部留保を取り崩して給料を保障すべきだし、国は公務員いじめをしないで、消費税こそ値下げをして経済を回す努力をするべきだと考えるのが1点。もう一つ、いざ災害になると一番頑張ってくれるのは、私たち住民が頼りにするのは公務員です。今度のコロナ感染の中でも、保健所を中心にした公務員が本当に身を粉にして頑張ってくれています。そういう人たちに対するねぎらいがボナ

スの削減というのが許せません。今回の感染症だけではなくて、普通の台風など、あるいは地震などの災害時、本当に混乱する中、困窮が引き起こされる中、頑張ってくれるのは公務員です。その公務員を支えるという点で、今回のこの公務員ボーナスの引下げは真っ向からそぐわないものだと私は思います。

それで、これをもちまして反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） マスク取らせていただきます。

私、この件に関しましては反対の立場、要するに一般の方が、特別職は、これはしようがないでしょう。しかし一般の方がまた減っていく、恐らく皆さん方がボーナスとかそういうことに対しては明日への備えということで、もう計画があったかと思うんです。そして、なおかつ貯蓄もしなくちゃいけない、様々な面で計画が狂ってしまう。それが、このような弱い方々、そしてこの地区でシンクタンクとして、そして公僕として第一線で頑張っている方々が、なおかつ給与が減ってしまう。それではやるせない、そういう気持ちであります。私は思うんですけれども、特別職は、これは仕方ないでしょう。しかし、一般の方々に対しては、逆に人事院勧告とは別に、大多喜町はこうである、そういうことにより、こういうときだからこそ職員の方々がより奮起をして、そしてまた来年度の職員募集でも非常にいい形になるんじゃないかなと、そんなことを思いながら、本当に恐縮なんですけれども、この問題に対しては私は反対の立場より討論させていただきました。あと、議員各位におかれましてはご自分の立場で採決に加わっていただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに反対意見者の言うように大変厳しい中、給料が減ることは厳しいことだとは認識しております。しかし、今国難と言うべきときにあって、やはりみんなで努力していかなければならない、公務員の皆様も大変だと思いますけれども、それ以上に困っている方々もたくさんいるよと私は考えております。一時的には公務員の皆さん減るかも分かりませんが、コロナが回復した折には必ずや元に戻るものだと思います。私は、公務員の方には申し訳ないけれども、公務員以外の方でたくさん困っている方がいらっしゃる中で、やはりこの

減らした分を少しでも困っている人の手当てに回していただければ大変いいのかなと思っております。そういう立場で賛成とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第80号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第80号 財産の取得につきまして、本文の説明の前に、提案理由についてご説明させていただきます。

この議案は、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され資質、能力が一層確実に育成できるICT環境の実現に向けて取り組むGIGAスクール構想において、情報通信環境整備の一環として町立小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末及び周辺機器を整備しようとするものです。今回購入を計画しているのは、タブレット端末を小学校4年生から中学校3年生までと教職員用に351台、続いてモニター、これは電子黒板の類いのものと同じものになります。こちらを西小学校2台、大多喜小学校6台、大多喜中学校1台の合計9台です。このモニターにつきましては、現在学校で使用している分も含めて各小中学校の通常教室に一台を整備するものです。

続きまして、無線投影機、この機器は児童生徒のタブレット端末の画面を無線により最大4台までモニターに映せる機能を持った機器となります。この機器を西小6台、大多喜小学校10台、大多喜中学校6台。これは通常教室22教室分を整備するものとなります。

なお、小学校1年生から3年生までのタブレット端末につきましては、千葉工業大学から

寄贈していただきました iPad を、今回購入するタブレット端末と同様に学校で使用できるように町で再設定を行いまして利用することで、現在進めております。これらの情報機器などを購入するに当たり、専門業者 8 社を指名しまして、入札を 11 月 12 日に実施した結果、チバビジネス株式会社が最低価格でございましたので、同社との契約を締結するため議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

財産の取得について。

大多喜町立小中学校情報機器及び周辺機器等購入について、次のとおり売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、大多喜町立小中学校情報機器及び周辺機器等購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、3,949 万円。

4、契約の相手方、千葉市緑区古市場 51 番地、チバビジネス株式会社、代表取締役、倉持安宏。

以上で説明のほうを終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 購入そのものについての質問ではないんですが、電子機器から出る電磁波について子供の脳への影響とか、見ることへの影響とか心配されていますけれども、そういう点の配慮はできているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま野中議員からご質問があったものについては、多分ブルーライトというのが常時画面から発せられて目のほうに広がるということで、目のほうにあんまり影響がよくないということでは言われていると思うんですけども、そちらのほう、現在パソコンとかタブレットの画面のほうにブルーライトがカットできる保護フィルムを設置しようというふうに、今現在協議を進めております。協議をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） それでも電磁波を浴びるのはゼロにはならないと思うんですね。だから、ああいうものって身近にあると長時間はまるということもありますので、やっぱり子供に心構えというか電子機器を使うときの心構えというものは徹底する必要があると思うんですけれども、その辺の指導、周知よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 今、ご説明いただいたんですけれども、それぞれの機械を使つての G I G A スクール構想の部分で、どのように実際活用していくのか、もう少し詳しい説明をいただけたらありがたいかなと思います。それと、臨時休校となった場合の学習支援を目的としたということであつていただいておりますが、この場合は実際にいつごろから、もし臨時休校となった場合にこのタブレット等使っていくことができるのか、その辺の予定なども分かるものがありましたら教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まずは G I G A スクールにつきまして、今後どのようなことをやっていくかということに、まずお答えさせていただきます。

今回、タブレット使つて導入した後、どのように進めていくかということなんですけれども、まず学校の教科書のほうに QR コードというのがついております。その QR コードを読み取ることによりましてタブレットのほうに教科書と同じ内容が出てくるようになっております。それを活用して、まずはグループ学習を進めていこうというふうに考えております。

今後の授業展開としましては、各学校に I C T 担当の教職員がおります。そちらと綿密な連携を図り、効率的な利用促進を務めてまいりたいというふうに考えております。後は、それをクラス、週何回というふうな形もこれからどんどん詰めていきまして実施したいと思っております。それとあと、今後、現在コロナの第 3 波ということで再び学校が休業になったときにどのように使うかということ、本来であればこの G I G A スクールの 1 人 1 台の端末の整備につきましては、当初は令和 5 年度までに進めるということでありました。今回、このコロナのための休業になったことによって今年度中に早期に実現しろというふうに国のほうから指示がありました。ですから、こちらのほうは 3 月までに全て整備を行う予定で現在進めております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ちょっと質問します。

今、教育課長から説明があったように、これは国の政策で来年4月1日から実施ということによろしいでしょうか。それと、これは、問題を教える先生方の指導体制というのは、それなりの先生が配備されるかどうか、その辺を確認ということでございます。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まず1点目ですね、4月1日から実施するのであるかということなんですけれども、こちらは国の政策で、今年度中、もう全国では入れているところはもうそれで使えると思います。ただ、大多喜町につきましては整備が完了する予定が3月の中旬になります。ですから、4月1日から、新年度から使おうというふうに考えております。もう一つ、先生の配備なんですけれども、現在各学校にICT的なものが非常にたけている先生が現在おります。それによっての人事異動というのは、今のところされるのかどうか、ちょっとこちらのほうでは今現在ではちょっと分かりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 問題はですね、整備しても、やっぱり教える専門の先生がいなくて、というのが、西畑小学校、田代分校、宇筒原分校統合したときに、パソコン入れてもらったんですけれども、教える先生がまだそこまでいってなくて、結局それが使わないで来ちゃっているんですよ。だから、そこら辺を、やはり国の政策だから、やはりそれなりの指導者を育成というか、その辺を。それと夷隅郡内のほかの郡市の対応は、多分いすみ市が先行しているみたいですね。機種とかその辺は横の連絡というのは、これはやっぱり各市町村で入札で決めているかどうか、その辺も確認でございます。ちょっとお願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 先ほど、パソコンにたけているという、今後、今までもそういう電子機器を入れまして、なかなかうまく使われないという現状はこちらのほうでも把握しております。それが今後は有効に使われるよう、私どもの監視の下、進めてまいりたいと思えますのでご了承願いたいと思えます。もう一つは郡市内の、今回のGIGAスクールの関係の入札の状況につきましては、やはり各郡市内、早くて8月か9月ごろに入札を行っています。でも、やはりスタートするのはやはり同じく新年度から本格的にスタートするというこ

とになると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） この設置費用は国からの補助金でできるんですか、それとも、町のお金でやるのかどうか、その辺ちょっと確認。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 国からの補助金、交付金はタブレット端末1台4万5,000円というのが補助の割当てとなっております。あとは全て町のほうの負担になります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第81号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第81号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

この補正予算は、先ほど可決いただきました特別職及び一般職の給与等に関する条例の期末勤勉手当支給率の改定に伴う補正予算でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,255万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。

2、歳入。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金211万1,000円の減額補正は、収支の均衡を図るため財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出予算ですが、先に給与費明細書により給与改定の補正額を説明させていただきますので、22、23ページをお開きください。

給与費明細書1、特別職の表中、区分の欄、比較で説明をさせていただきます。長等の項、期末手当、マイナス9万9,000円。括弧内マイナス0.05は年間の支給率0.05月分のマイナスです。共済費、マイナス5,000円。合計10万4,000円の減額は給与改定によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号総括の上の2つの表は会計年度任用職員とそれ以外の職員の合計で、今回の給与改定による変更は給与費の職員手当、マイナス155万3,000円、共済費、マイナス33万5,000円、合計で188万8,000円の減額でございます。内訳としまして、その下のア、会計年度任用職員以外の職員の表をご覧ください。

区分の欄、比較の項、職員数、短時間勤務職員1名の減、職員手当113万8,000円の減、共済費28万2,000円の減。合計142万円の減額でございます。

次のページをお開きください。イ、会計年度任用職員の表で、職員手当41万5,000円の減、共済費5万3,000円の減、合計46万8,000円の減額でございます。

一番下の表、2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をご覧ください。職員手当、マイナス155万3,000円は期末勤勉手当支給率改定による減額でございます。以降の表について

は説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明となりますので、14、15ページをお開きください。

3、歳出。14ページからこのあと21ページまでは給与改定による各事業の職員手当、共済費の減額で、説明欄に記載してある事業別に職員手当、共済費の減額を記載してあります。

次の16ページ、17ページをお開きください。17ページ右側の上のほうになります。説明欄の国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出は、それぞれの特別会計への給与改定による職員手当、共済費に係る繰り出しの減額によるものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第82号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第82号の説明をさせていただきます。

議案つづり35ページをお開きください。

令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。この補正予算は、給与改定に伴い人件費を5万3,000円減額することに伴い、歳入歳出の総額を12億6,093万3,000円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書により説明いたしますので、40ページ、41ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額5万3,000円の減額は、期末勤勉手当の支給率改定に伴う職員給与費等繰入金の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。42ページ、43ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額5万3,000円の減額は、期末勤勉手当の支給率改定に伴い、職員3名分の人件費を説明欄記載のとおり減額するものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第83号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第83号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。55ページをお開きください。

令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,223万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、60ページ、61ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業2万円の減額、目3地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業2,000円の減額。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金2,000円の減額。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1万円の減額。目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,000円の減額。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金6万6,000円の減額。項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1万1,000円の減額などは、全て給与改定に伴う職員人件費の減によるもので、負担割合に基づき国県支払基金交付金及び繰入金をそれぞれ減額補正するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。62ページ、63ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 5万4,000円の減額及び項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費1,000円の減額。

次の款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業、目2 包括的支援事業の5万1,000円の減額。項4 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費6,000円の減額は、介護関係職員及び地域包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費を減額補正するものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第84号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 議案第84号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案つづり75ページをお開きください。本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。今回の補正予算であります。一般会計と同様に期末勤勉手当支給率改正に伴う人件費の補正です。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文については朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和2年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、16万円を減額し、営業費用の総額を4億4,955万3,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、支出ですけれども、第1款、資本的支出。

次のページをお開きください。第1項建設改良費ですが、1万9,000円を減額し、建設改良費の総額を9億4,102万9,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用できない経費。

第4条、予算第7条中「6,932万円」を「6,914万8,000円」に改める。詳細につきましては、88ページから91ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明いたします。

88ページをお開きください。支出ですが、目1原水及び浄水費に6万円の減額、目2配水及び給水費3万1,000円の減額、目3総係費6万9,000円の減額補正は、期末手当支給率改正に伴う職員給与費の減額です。

次の90ページの資本的支出、目3配水施設費1万9,000円の減額につきましても、期末手当支給率改正による減額です。

以上で、議案第84号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第85号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 議案第85号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

93ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。この補正予算は、一般会計と同様、期末手当支給率の改定に伴い人件費の補正をするものでございます。それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用ですが、52万8,000円を減額し、補正後の営業費用の総額を2億7,852万3,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を2億815万2,000円から2億762万4,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算資料によりご説明させていただきますので、106ページ、107ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出でございますが、目1総務管理費、補正予定額41万5,000円の減、目3居宅介護事業費、補正予定額3,000円の減、目4施設介護事業費11万円の減、いずれも期末手当の支給率改定に伴う減となります。96ページから105ページまでの給与費明細書等につきましては記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時09分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 末 吉 昭 男